

第113回福島大学経営協議会議事要録

1. 日 時 令和3年12月7日(火) 13時30分～14時55分

2. 場 所 福島大学事務局棟 大会議室(一部web参加)

3. 出席者

【学外委員】岩淵明、遠藤雄幸、三部吉久、富田孝志、羽田貴史、林由美子、
深澤秀樹

【学内委員】三浦浩喜、塩谷弘康、二見亮弘、三上有丈、初澤敏生、垣見隆禎、
末吉健治、長橋良隆、生源寺眞一

〔オブザーバー〕 副学長：谷雅泰、佐野孝治、塘忠顕

理 事：高橋宏和、緑川茂樹

監 事：上井喜彦、橋本潤子

4. 欠席者

【学外委員】斎藤美幸、高橋信夫、橘清司、渡邊博美

【学内委員】なし

5. 議 事

【審議事項】

(1) 役員の業績評価について

(2) 第4期に向けた経営協議会運営体制の見直しについて

(3) 「国立大学法人の中期目標及び中期計画の素案についての意見等(案)」等を踏ま
えた第4期中期目標・中期計画(素案)の見直しについて

【報告事項】

(1) 令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果について

(2) 国立大学法人法改正等に伴う学長選考会議委員構成の変更について

議事に先立ち、三浦学長から挨拶があり、大学院改革に関する報道について報告があ
った。

【確認事項】

第110回、第111回経営協議会議事要録を原案のとおり確認した。

【審議事項】

(1) 役員の業績評価について

三浦学長から、資料1に基づき、令和3年12月期の期末特別手当の支給に係る
役員の業績評価について提案があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

(2) 第4期に向けた経営協議会運営体制の見直しについて

三浦学長から、資料2に基づき、第4期に向けた経営協議会の運営体制の見直しについて提案があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

(以下、 はその議題に関する学外委員からの質問・意見、 は大学側の回答等を表す。)

経営協議会委員の構成については、大学の種類や歴史によって異なるが、福島大学は伝統的に学類の意見を尊重する構成だった。今回副学長を構成員に含め、学類長をオブザーバーにすることについては、どのような考えなのか。

経営協議会の議題は、それぞれの担当の副学長から責任をもって答弁することとしており、そういった現状を踏まえての変更になる。学類長は今後もオブザーバーとして参加し、学類への意見に対応する。

また、構成人数の問題もあり、本学に見合った規模に縮小したいという考えもある。

学類長をオブザーバーとし、執行部である副学長を構成員にするのは、これまでと大きく意味合いが変わると思う。

また、副学長を構成員にするにあたり、国立大学法人福島大学経営協議会規則の改正案では「学長が指名する者」と記載されているが、正しくは「学長が指名する副学長」ではないか。

将来的に副学長以外が構成に加わることになった場合を想定して広い書き方にしていた。指摘の通りなので、「学長が指名する者」は「学長が指名する副学長」と修正する。

今回の委員数の変更によって、学外委員の人数も減り、経営協議会委員をどのように選ぶのが重要になる。選考にあたり、判断基準はあるか。

学外委員の構成については、現時点で分野のバランスが一定とれていると考えるが、今後は一つの分野の重複をできるだけ減らす方向になる。今回の変更にあたり、分野を大きく変えることは考えていない。

また、出席率も重視していて、現役でなくても退職した方も含めて幅広く地域に関わってきた方をお願いすることもあると考えている。

福島大学としてどのような分野の方に参加してほしいのか、大まかな方向付けを文章で明確に示したうえで検討する必要があると思う。

(3) 「国立大学法人の中期目標及び中期計画の素案についての意見等(案)」等を踏まえ、第4期中期目標・中期計画(素案)の見直しについて

三浦学長から、資料3に基づき、11月8日付けで通知のあった「国立大学法人の中期目標及び中期計画の素案についての意見等(案)」等を踏まえ、修正した第4期中期目標・中期計画(素案)について提案があった。

審議の結果、会議後に修正を要する場合は学長に一任することを含め、原案のとおり承認された。

素案の の評価指標8-3-1について、「共同発表」に新聞発表を含むのか。新聞は、必ずしも学術的な背景のない成果までも記事になる可能性がある。

福島大学はメディアへ発表する際のルールを明文化しているか。他大学でも、研究成果の公表については厳格なルールがあり、明文化されている。

発表に値するかどうかを学内できちんと整理する仕組みがないと、公表のフライングなど問題が起きる危険性がある。

ルールの明文化については、今後整備する必要がある。

まずは公表事項についての整備が必要で、その上で、新聞発表が評価指標の「共同発表」に含まれるかどうかという議論になるのではないかと。

いただいた意見をもとに検討し、改善できるよう努めたい。

【報告事項】

(1) 令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果について

塩谷理事・副学長から、資料4に基づき、国立大学法人評価委員会総会(12月1日開催)において確定・公表された令和2年度の業務実績評価結果の概要について報告があった。

(2) 国立大学法人法改正等に伴う学長選考会議委員構成の変更について

富田学長選考会議議長から、資料5に基づき、国立大学法人法改正等に伴う学長選考会議の委員構成の変更について報告があり、総務課から、本学の学長選考会議としては、現行の委員数を維持する方向で検討しているとの説明があった。

学長選考会議から学長選考・監察会議となるにあたり、監察的な機能が強くなるわけだが、会議規則だけでなく、監察の手続きも明文化する必要がある。

そのあたりについて、今回は委員数や法人法の規定に関する内容だったので、会議を厳格に行っていくための整備も必要だと思う。

学長選考・監察会議になるにあたり、具体的な検討が必要になる。ルールについては、今後の学長選考会議で検討していきたい。
今回は構成員についてご意見いただければ。

構成員については同数で良いと思う。ただ変更の経緯としては、監察機能が入り、学長と会議の距離を置くことが目的なので、具体的に会議が機能するための仕組みづくりが重要になる。委員構成だけでなく、監察の手続きについても速やかに進めるべき。